

第7回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科
ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨（案）

- 1 日 時 平成22年9月30日（木）10:00～10:55
- 2 場 所 筑波大学医学系学系棟2階会議室（232）
- 3 出席者 八神健一、高橋智、佐伯由佳、鈴木和己、澁谷和子、中村幸夫、馬場 忠、横田光平、前田まゆみ、高橋恵一
- 4 配付資料
資料1 第6回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨
資料2 ヒトES細胞使用経過報告書
資料3 「国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則の一部を改正する部局細則（案）」（新旧対照表）
資料4 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則（案）
追加資料 ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成に関する指針について（抜粋）

5 議事

議事に先立ち、委員の互選により八神委員長が再任され、八神委員長から、副委員長に高橋智委員が指名され、承認された。

- (1) 第6回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨の確認について
委員長から、前年度に決裁により承認されている資料1に基づき説明があり、異議なく確認された。
- (2) ヒトES細胞使用経過報告書について
使用責任者千葉教授及び高崎（松尾）助教から、資料2に基づきそれぞれ説明があり、質疑応答の結果、次のとおり対応することが確認された。
 - ・千葉教授の研究については、次年度以降も使用の見込みが立たない状況であれば、使用計画の中止の勧告を行うこと。また、使用経過報告書の内容について、ヒトES細胞を使用する実験の開始が保留されていることを明記し、前任地での使用計画で行った成果については、その旨が分かるように記載をする等、文面の修正を指示する。
 - ・高崎助教の使用計画については、引き続き実施することが妥当である。
- (3) 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則の改正について
委員長から、資料3、4に基づき標記細則の改正点について説明があり、原案どおり承認された。

以 上